

平成29年度第4回（第5回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年8月23日（水）午後2時00分～午後4時30分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 多目的室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、中辻委員、松本委員、山川委員
- 欠席委員 山口委員
- 所管部長 植島経済環境部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、小山係長、武藤係長、松本係長、橋本係長、鈴木副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
 - 1 開会
 - 2 前回の審議内容のまとめの報告
 - 3 審議
 - 4 閉会
- 配布資料
 - 資料1：前回の環境審議会における審議内容のまとめ
 - 資料2：事業者・市民による自主的な公害の防止、環境保全活動の推進について
 - 資料3：公害防止協定の見直しについて
 - 資料4：地球環境保全について
 - 資料5：条例の総則等について
 - 資料6：特定工場等の許可制度に関する改正概要について
 - 資料7：その他の規定の見直しと改正後の条例の名称について
- 参考資料1：公害防止協定書
- 参考資料2：八尾市域における地球温暖化に関する現状について

○議事の概要及び発言の趣旨

1 開会

会長 ただいまから第4回八尾市環境審議会を開会いたします。本日、審議いただく案件は、市長から諮問のありました「八尾市公害防止条例等の見直しについて」であります。

2 前回の審議内容のまとめの報告

会長 それでは、今回の配付しております資料と本日審議をいただく内容について、事務局より説明してください。

事務局 それではまず、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

不足等ございませんでしょうか。それでははじめさせていただきます。

前回は貸工場や屋外燃焼行為などの規制、自動車などの都市生活型公害、環境影響評価制度についてご審議いただきました。本日はまず、前回の審議内容のまとめのご報告をさせていただき、次に「事業者・市民による自主的な公害の防止、環境保全活動の推進について」や公害防止協定、地球環境保全、そして条例の総則等について、それから、以前に少しご審議いただきました特定工場等の許可制度についてと、その他の規定についてもご審議いただき、最後に条例の名称についてご説明したいと考えています。よろしくお願いたします。

それではまずは、資料1、「前回の環境審議会における審議内容のまとめ」をご覧ください。

以上、前回の環境審議会における審議内容のまとめについてご報告させていただきます。

3 審議

事務局 引き続きまして、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

再度次第をご覧ください。大きく6つございますが、議題の1から4は大きく関連しております。

大きな目的としましては、市、事業者、市民がそれぞれの役割を認識し、一体となって自発的に公害の防止や環境への負荷の低減に取り組んでいくような方向性にしたい、と考えております。そこでまず事業者・市民による自主的な公害の防止、環境保全活動の推進について、次にそのためのツールの一つとしての公害防止協定の位置づけと名称も含めたその内容の見直しについて、そして地球温暖化の現状や、対策の推進について、それから改正後の条例の目的や、市、事業者、市民の役割・責務などを含めた総則等について、と言った流れとなっております。

それでは、まずは議題1について、資料2「事業者・市民による自主的な公害の防止、環境保全活動の推進について」をご覧ください。

まず、目的ですが、事業者が公害関係法令等を順守し、市が規制・指導・監視を行うという従来への体制に加えて、地域における事業者・市民・市の3者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、その相互信頼に基づいた3者の協力関係によって、「公害のない、快適な生活環境を目指した地域づくり」のための取組みが行われることを目的とします。

次に、そのための各主体の役割についてご説明いたします。

事業者の役割として、地域における社会的責任を自覚し、地域住民や市とのコミュニケーションを図り、「公害のない、快適な生活環境を目指した地域づくり」に積極的に参加するために以下の3つのことが望まれます。

①予防的な公害対策や、環境への負荷の低減のための取り組みの実施。

公害防止や環境への負荷の低減が自己の責務であり、社会的責任であるという意識に基づき、法令等を遵守するのみならず、今後も予防的な公害対策及び環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に取り組むこと。

②公害防止対策や環境への負荷の低減に関する情報の公開。

事業場での潜在的な環境汚染リスクや公害防止対策、その他の環境への負荷の低減に向けた取組みに関する情報などを自ら公開すること。これにより、事業者は地域住民とのコミュニケーションの土台を構築し、ひいては地域住民から信頼を得ることができます。

③地域住民や市との積極的なコミュニケーション。

自らの情報を積極的に公開する一方で、工場見学会の開催や、環境イベント等への参加、協力などを通じ、地域住民や市とのコミュニケーションの促進に努め、信頼関係を構築することが望まれます。

次に(2)市民の役割について、「公害のない、快適な生活環境を目指した地域づくり」のため、公害の防止や環境への負荷の低減に関し、より関心を持ち、市や事業者、市民が実施する環境教育・学習や環境イベント、工場見学会等に積極的に参加することが望まれます。

そして（３）市の役割について、従来の公害関係法令等に基づく事業者への規制・指導や監視測定等に加え、「公害のない、快適な生活環境を目指した地域づくり」のための自主的な取り組みや、事業者と地域住民の間のコミュニケーションを推進するために以下の５つのことを推進します。

①環境教育・学習の推進、支援。

②公害防止や環境への負荷の低減に関する法令や、具体的な取り組みなどの環境に関する情報の提供。

③事業者や市民が行う自主的な取り組みの支援。

④地域における情報共有の推進。

⑤事業者と地域住民との円滑なコミュニケーションを推進するための支援。

事業者が、事業活動に関する情報を積極的に提供すること等により、地域住民との円滑なコミュニケーションを確保し、「公害のない、快適な生活環境を目指した地域づくり」へとつなげていく取り組みを支援します。

条例改正後の３者の役割等のイメージは、資料の図のようになります。

事業者のところで、先ほどの、予防的な公害対策等の実施、や情報の公開、地域住民や市との積極的なコミュニケーションの実施に加えに加え、社内研修による従業員の公害対策や、環境への負荷の低減のための意欲の増進についても挙げさせていただいております。

市民のところは、環境イベント等への積極的な参加や、事業者や市との積極的なコミュニケーションの実施について挙げさせていただいております。

市の役割は主にそれらの支援として、先ほどご説明させていただいた５点を挙げております。

事業者がその事業活動や、公害対策、環境への負荷の取り組みについての情報提供を地域に行うことにより、地域住民が安心し、意見交換や、地域清掃、環境イベントへの参加などの協働作業により、相互の信頼関係が構築され、地域の快適な生活環境へとつながっていくことが目的です。

以上を踏まえまして、改正後の市条例においては、以下の事項について盛り込むこととします。

一つ目、環境教育・学習の推進、支援、「学習の機会の提供や、市民や事業者が主催する環境関連講座や研修の支援」、「学校、教育機関における環境に関する学習及び教育の推進」、一方、事業者の役割として、社内研修等において、公害の防止や環境への負荷の低減に関連した内容を盛り込むこととします。

二つ目、環境情報の提供、「市民、事業者や、これらの方々が組織する団

体が自発的に行う公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する活動を促進するために必要な情報の提供」。

三つ目、自主的な環境保全活動の推進、「市民や事業者の方々による環境保全活動の支援」。

四つ目、事業者、市民、市の協働による環境保全活動の推進、「事業者と地域住民との環境に関する情報共有の推進」、「事業者と地域住民の円滑なコミュニケーションの確保のための支援」

五つ目として、市民等の活動の公表、「公害の防止や環境の負荷の低減の観点から他の模範となると考えられる市民や事業者の活動の内容の公表（紹介）」。

こういった項目について条例で盛り込みたいと考えております。

以上が資料2「事業者・市民による自主的な公害の防止、環境保全活動の推進について」に関する説明でございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 お聞きしたいんですけども、先ほど説明を受けて抱いた印象なんですが、環境イベントとか、あるいは市民が実施する環境教育とかそういう形でそれを市が支援されるということですけども、環境イベント自身は例えば誰がやることになるんですか。市側としては「やってください、支援しますよ」と。でも私たちは「自分からはやらないですよ」みたいな印象を受けたんですけども。そういう風ではないですよね。

事務局 現状としては市が実施するイベントの部分もありますし、今、八尾市は「環境アニメイティッドやお」という、市民さんなど、行政も入っているんですけども、そういう団体がありまして、それが主催するイベントと両方あります。昔は行政ばかりがやってきたという流れの中で、これからは行政だけが出していくんじゃないかと、市民さんの方も本当の現場のニーズにあったイベント内容を出していく。そういう方向性の中で活性化していけばいいなという思いを込めて、市民さんが主催するイベントの支援という形で書かせていただいています。

委員 市としても従来通りイベントもされるということですか。

事務局 そうですね。はい。

委員

この文章からするとどちらかというと支援をしますということが強調されるような印象を受けたんです。僕だけかもしれないですけども。市もやりますし、市民の方もやってください、支援しますという、なんかそういうバランスが読み取れる、他の委員の方々がそう理解されるかもしれないけれども、ちょっとそういう印象を受けましたので、改善できるのかと思ひまして、以上です。

委員

2点ございまして、まず1点目ですけども、事業者の方、各主体の役割というところで、事業者の方のことを3つ、①、②、③という風にまとめてくださっています。それで①のところに入っているかもしれないんですけども、事業者が事業活動を行うときに、公害というものはあってはならないことで、マイナスの影響を与えることはやめましょうと。それ以外に普通の事業活動でどうしてもエネルギーを使いますし、いろいろな環境負荷を発生させるのですが、それをなるべく少なくしましょうという、環境マネジメントシステムみたいな、そういうことが多分①のところに入っていると思うのですが、もう少し進めて、今度はその事業活動によって、例えば地域課題の解決につながるような、そういう事業活動の展開をしていきたいと思いますというのが、最近の流れとしてございます。昔はCSR、企業の社会的責任と言っていたのですが、CSVと言ったりして、価値を創りましょうということで、社会的な価値と一緒に創りましょうという、共創、共に創るというような考えになっています。それからISOの社会的責任の26000というのは、もともと企業の社会的責任の国際規格を作ろうとしたんですけど、企業が取れて誰でも社会的責任があったわけですけども、そこでもやはりそれぞれの立場での行動が地域の課題の解決につながるよというように示されているので、折角だったらですね、この八尾の事業者の方の事業活動が、地域の課題の解決につながるような、そんな、もう一歩進むというか、一旦積極的な表現というか内容を入れてもいいのかなという風に思いました。2つ目なんですけれども、2ページ目の市がやることということで、5項目をあげてくださっています。それで、これを見る限り、2番目と4番目というのは一緒にできるのではないかと思うんです。2番目は、市が情報を提供しますということなんです、その情報を提供したからいいですよ、じゃなくて、みんなでどうしていきましょうかという、だから市だけじゃなくて、市がやるどころに入っているんで分けていらっしゃるんだとは思ひですけども、結局は1つのことではないかという風に思われますので、そのあたりを考

えていただけたらどうかなと思いました。以上です。

会長 他にご意見等ございませんでしょうか。

委員 実際に今お話しされたことが条例でどの部所にどのように規定されるのかということはまだ確認はできませんけれどもね、今の段階では。しかし、事業者というのはやはり、市民やほかの事業者から要望があれば届出の内容であるとか、条例の遵守状況、これを速やかに公開し説明すると、こういう風な1文を必ず入れていただきたいという、これは私個人の希望です。そういう事業者と、市民とか他の事業者から要望があったら届出している内容とか条例の遵守状況、それから解決課題、そういうのを速やかに公開して説明すると、そんな文言を入れていただいたら、市民の立場では、非常に事業者に対して質問もしやすいし、理解しやすいんじゃないかなという事で申し上げました。以上です。

会長 他にご意見ございますでしょうか。

委員 市の②のところですけども、公害防止や環境への負荷の低減に関する法令や、具体的な取り組みなどの環境に関する情報の提供とあります。市民側に対してのことが主になりますけれども、具体的な取り組みに対しての環境に関する情報を提供する、それで市民がどんな風に関わったかという、実際に行動を起こした後、その結果がどんな風に進んできたかという情報のところ、まずは最初の情報の提供はもちろんあると思いますけれどもそれがどういう風に進んできてこういう風に成果が出てきたであるとか、これに問題があったかとかいうところを、市民の側からするとしっかりと把握させていただきたい、ということがあります。といいますのも、今お話しさせていただくのは、平成8年にごみの減量ということで5種類の袋に変わりました、その時市の職員の方が地域全体のところに行かれて説明をされました。その結果、ごみの減量が、少しの結果が随分と出たことがあるんですけども、その後、こんな風にして出てきましたよというような報告会、最初の説明は随分と草の根運動としてされたんですけど、今こんな状況に来ていますということが、その後地域にそごうような形の説明会は、あまりなかったということがあります。そのあたりの、情報を提供する、そうするとそれに対して進んできた、それをどんな風にしてまた返してくださるのかというあたりのことが必要じゃないかなという風に思います。それと市民のところなんですけれども、市民はいろいろと負荷の低

減に関してより関心を持ち、それから、積極的に参加するという風に書かれています。このところですけども、実際に関心を持ってくださいよ、参加してくださいよ、参加してくださいよ、とは、いろいろなイベントに参加してくださいよ、というように読み取れるんですけども、それも大事なことです、それよりも日常生活の中で、こういうことを実践していきましょう、ということに対しての働きかけがもう少しあってもいいと思います。私たち市民は、本当に毎日の生活の中でいろんなことが出てくるんですけども、そのあたりの努力をしていくこと、何か低減であったりとか、取り組みの分かりやすいこととかが出てくると、もう少しこういうことでみんながやっているといるんだということがつながっていくんじゃないか、という風に思います。

会長 他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進めていただきたいと思います。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料3「公害防止協定の見直しについて」をご覧ください。

公害防止協定とは、地方公共団体または住民と、公害発生企業との間に、公害防止を目的に締結される協定のことを言います。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く用いられています。目的は同じく公害の防止ですが、法律や条例が、行政が事業者に対して一律、一方的に義務を課すのに対し、協定は行政又は住民と、事業者が合意のもと、個別に水平的関係で義務付けを行うのが特徴です。

次に、八尾市における現行の公害防止協定についてご説明いたします。

市条例第64条及び65条に規定があります。主に敷地面積が1,000㎡以上の特定工場等の設置者等に対して締結を呼びかけ、相手がこれに応じれば締結しています。締結した特定工場等に対しては、「公害防止協定締結済」と書かれたプレートを交付しています。公害防止協定の締結件数は、平成28年度末で329件となっています。

締結目的とその内容について、「目的」。特定工場等の事業活動によって発生する公害を防止し、もって地域住民の健康を保護し、生活環境の保全に努めること。

「事前協議」、特定工場等の変更に係る事前協議、公害防止の教育と管理。「騒音・振動防止対策」、法律、条例よりも厳しい協定基準を設けることが

あります。(具体的には通常の基準より5dB上乗せしています。)

あとは、油分の流出等防止対策、廃棄物の適正処理、駐車場の確保などの現行条例に規定されている内容や、「環境の美化」、樹木等の植栽や敷地内及び敷地周辺の清掃の努力規定もごございます。

そして事故時の措置、苦情の処理、被害の補償等、さらに「違反時の措置等」として、協定の締結事項に違反した場合における措置もごございます。

あと、「調査報告」として、協定事項の実施状況の確認のため、市が協定締結工場に対し報告を求めたり、立ち入り調査を行うための規定や、「公表」、市は、必要に応じて協定に定める事項の履行状況を公表できる。「協議」、協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定の各事項について改定を必要とする事項が生じたときにおこなう協議についての規定などがごございます。詳しい条文等は参考資料2にひな形を記載しています。

次に、現行制度における課題についてご説明いたします。

一つ目、締結内容や行為が形骸化しています。

二つ目、公害防止協定と言いながら、公害以外の事項も含まれています。一方で、地球温暖化対策などが入っていません。

三つ目、公害防止のための基準については、主に騒音と振動についてのみとなっています。

四つ目、事業者にとって、締結のメリットが見えにくくなっています。

以上が現行制度における課題です。次に今回の改正方針案についてご説明いたします。

一つ目、公害防止だけでなく、生活環境の保全や環境の美化、緑化、地球温暖化対策などを盛り込み、名称も「環境保全協定」とします。

二つ目、事業者の自主的な公害防止、環境保全活動の取り組みだけでなく、それらの積極的な情報提供を行うことや、工場見学会の開催、環境イベントへの参加など、地域との交流を図ることにより、地域住民の信頼を得ることを目的とします。

三つ目、締結内容について、項目を列挙し、一部事業者が選択できるようにして、個別協議を行います。

最後に四つ目、締結による効果が確認できるようにします。

締結による事業者のメリットとしては、環境保全協定を締結することにより、事業者は様々な面で環境に配慮する必要性が出てきますが、それにより、環境管理の取り組みの重要性を認識することができ、公害や環境汚染などの周辺住民への悪影響を未然に防止できます。事業所全体として、環境保全活動のレベルアップを図ることができ、行政や地域住民からの信頼

が得られるというのもメリットと考えています。市民の方のメリットとしては、協定の締結内容に地域への積極的かつわかりやすい情報提供や、地域との交流等について明記します。(事業者と地域住民との良好な関係の構築と維持について、市も支援する。) そうすることによって、締結工場等への理解や安心感へとつながればと考えています。

これらのメリットが確認できるようにするため、協定締結工場の名称や、締結内容等の公表を行うことを考えています。そして新しいプレート又はステッカーなどの発行についても検討します。

以上をまとめますと、資料の表のようになります。現行条文65条の「公害防止協定の締結の勧告」の規定はなくし、環境保全協定として、大きくこれらの項目について条例等に盛り込みたいと考えています。

一つ目と二つ目は、現行64条と同じ意味合いです。三つ目の、「事業者は、協定が成立したときは、当該協定事項を確実に履行しなければならない。」についてですが、先ほどの事業者による自主的な取組みの推進と、事業者と市との水平的な関係という協定の趣旨から、こういった義務付けを条例本文に規定すべきかどうか、これについては現在も検討中です。また、四つ目の立ち入り検査に関して、条例本文に入れ込むのか、協定の中に入れ込むのか検討しているところです。(現行は、協定の条文中に「調査報告」という形で入っており、改正後も概ね協定の項目として入れる方向で考えています。)

協定の締結項目の案については、(2)の表のようになります。

自主的な公害防止対策として、騒音、振動だけでなく、大気や水質など、事業者が選択できるようにします。新たに規定する項目の案として、次にお話しする地球環境保全や、先ほどご審議いただきました内容とつながる事業者から地域住民への情報提供でありますとか、地域社会との交流及び協力についても盛り込み、更に環境保全活動の実施状況の、例えば年1回の報告についてや、市又は事業者によるその活動の公表などを盛り込むことを検討中です。

以上が資料3「公害防止協定の見直しについて」に関する説明でございます。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 この2ページ目の下の条例の条文についてというところで、改正後の案の○の3つ目なんですけれども、当該協定事項を確実に履行しなければな

らないという文を入れるか入れないかというお話で、現代の裁判例とか学説の状況をちょっと紹介いたしますと、以前は、こういう公害防止協定というのは紳士協定で、相手が納得しているときしか守れないというような姿勢もあったんですけども、最近では、やはり協定は1つの契約として効力を持つ。自主的に任意に締結したという形に、そういう法的な効力も持つということでもあります。ただ、それを守らせるにはどうすればいいかという、契約ですので結局、市の方が相手方に、こういう条項を約束しているけれども守っていないじゃないかと、これを守れという訴訟をするということ、基本的に協定の履行というのは1つの契約と一緒に、裁判所を通じて実現すると。ですからこういう風に条文で確実に履行しなければならないと書いても書かなくても結局、あまり意味がない、書いても書かなくても法的な効力があるので。次に、当該工場等に立入り、という立入検査の条項ですね。普通は公害防止協定自身の中に、市長が必要であれば立入ることができるか、立入りを認めるものとするか、そういう条文があるんですけども、これを裁判所を通じて強制できるかどうかについては、学説が2つに分かれています。それから先ほどの騒音基準なんかでも、条例上の基準、あるいは法令上の基準よりも厳しい基準を守っていなかった場合に、これを裁判所を通じて強制できるかどうかという議論があります。例えば損害賠償の規定とかそういうのであれば裁判所を通じて強制できるんですけど、どちらかというとな権力的な、本来のこういう法令などに基いて公害防止行政としてあるべきところに自主的に約束したことを守らせる方向で、例えば立入検査で、立入りしますと約束していたからといって市の職員が勝手に立入ることができるかという、これはできない。権力の行使になりますから法律の根拠がないといけない。そんな話になるんです。それで、この公害防止条例を見ますと、現在の条例の69条に立入検査があって、この条例の施行に必要な限度においては立入ることができるかとありますよね。もちろんこれもおそらくは、これを拒んだとしても罰則があるだけで、実力では入れないですよ、現代の通常理解では。ですからこの立入検査については、この69条の全体の立入検査の条文でもういいんじゃないかと、いらぬです。ただ協定の中で立入りを受任しますよという約束を入れとくことは、相手方との任意の約束ですので、そういうことを入れておくのはいいと思うんですけども、公害防止協定のところに独自に、こういう立入検査の強制というのは、いらぬと思います。以上です。

会長

他にご意見ございますでしょうか。

委員 この協定は、締結した後どういう風に、履行しているかどうかをチェックするのか、ということなんですけど、最初の1年目だけなのか、毎年なのか。例えば環境の美化とか緑化の推進といった場合とか、あと省エネ活動の取り組みといったものは、毎年少しずつやっていくようなものかなと思うので、そういう時間的な感覚はどう考えたらいいのかなと。

事務局 現在は、先程資料3でお示ししました締結内容の形骸化というところにも表れているんですけど、なかなかその確認行為まで至っていないのが現状です。市の職員も限られた中で、工場に締結に際して、例えば基準違反していて苦情が来ている、そこに立入って指導するというのは本来業務としてできるんですけども、一步進んだ、締結したところについてそこまで及べているかという、そうではないという状況下でありまして、先ほどの資料2にもありましたとおり、そのあたりは市民の皆様とかいろんなところの目で、地域で見守りながら工場さん独自も更に一步進んだ自主活動へということも含めまして今回見直しをしていけたらと思っております。その中では、やはり委員もおっしゃっていただきましたように確認の項目といたしますか、我々も、年に1度になるのか、例えばある一定、文書を送らせていただいたときに報告事項として挙げていただくような仕組みを作るのかとか、そういうところは今後も検討していかないとけないということは、内部でも話はさせていただいているんですけども、何かそのあたりも逆にこういった形で見守る体制でありますとか、締結が確実に履行されているかの確認でありますとか、何かいい手法があれば委員の皆様からもいただきたいと思えます。

委員 すぐには思い浮かばないですけども、プレートとかステッカーを年度更新にするのがいいのかなとか思ったりもするんですが。

事務局 それについては我々も、今まではプラスチックの簡易なプレートのみであり、許可の何番でありますとか、締結何番というようなことがパッと見てわかるような状態ではないので、もう少し親しみやすい、にこちゃんマークではないですけども、そういったこの工場は頑張っている工場なんだとか、通常の条例よりもさらにこういう協定を結んでやっておられるんだということが分かるような形の何かができないかと思っております。そして今までの工場に対するイメージが、ちょっと市民さんも親しみやすいというか、近くにはこんな工場があってこんなものを作っていてこんな

に頑張っているんだというところが、何か見える化という形のものがないかと考えているところでございます。

委員 例え環境報告書というのがありますよね。まあそれほどじゃなくても何かその締結に関して毎年、実施状況報告というのがあればいいんじゃないかなという気がします。

事務局 新たな規定に関する項目の案の中の下側に、環境保全活動の実施状況等の報告という形で入れさせていただいていますが、そうですね、頻度とかはまた考えていけないと思っています。年一回やっているところもございますけれども。

委員 事業者さん、八尾市では何千とありますよね。小規模のところも。対象はすべて、それともある一定の大手といいますか、規模が大きいところは環境影響も大きいですからね。そういう考えでやるのか。

事務局 現状は、運用要綱に規定されており、基本は敷地面積が1000㎡以上のところを対象とさせていただいており、こちらからお声かけさせていただいていますけれども、改正後は事業者さんから締結したいというお声があれば、もちろん相談に乗り、項目について協議すると言った形をとらせていただいたほうがいいのではないかと考えているところです。

委員 ということは今の段階では試行的にぼちぼちやっていくと。

事務局 少し門戸を広げるような形で。

委員 いろいろ課題はあるかもわかりませんね。

事務局 事業場としては、大規模のところや、中小のところもありまして、協定の内容も規模によって変わってくるのかなと思っています。今はほぼ一律になっていますので。

事務局 八尾市は住工混在しておりますので、そこを逆転の発想で見ただけの何か1つの仕組みができればと思っています。ですから大規模工場さんで例えば環境配慮を重点的にされている工場さんが、ああされているんだ、というよりは、より身近にある工場さんも頑張っておられるんだと

というのが分かっていただけるような仕組みになれば、ただあくまでも自主的な協定ということになりますので、その部分につきましては、事業者さんの意向を踏まえながらですね、また見せ方もどういった見せ方がいいのかと。頑張って取り組んでいただいている事業者さんをHPで公表していくのか、我々が発行しております環境行動レポート等に載せていくのかとか、また地域の寄り合いの中でお声として出していただくのかとか、いろいろな仕組みがあると思うんですけども、そういったところで事業者様が認知されて、また、そういったところで働いてみたいとか、次の担い手づくりみたいなものも併せて出来ましたら、八尾の産業の活性化等々にもつながるか。今までの行政からの一方的な規制というものからですね、1つ情報開示、事業所の中を見ていただくことによって、次の働き場所であったりとか、何かそういうステップが踏めたら、すごい八尾として、今後も継続して事業者が発展していけるのではないかと思います。

委員

全部で329件あるという話で、しかし中身は騒音と振動であると。なんか私が普段、公害防止協定というものを議論するときのイメージと少し違うんですね。というのは、普段よく問題になるのは、廃棄物処理場がここにできる、それで住民が猛反対すると、それで行政が中に入ってその工場、その廃棄物処理場と住民の意向を入れた、こういう法令の規定よりもより厳しい基準をこれだけ守りますという形でやって、かなり個別的、個性的なんですよ、その協定というのは。そして協定のいいところは、法令は一律適用ですけども、協定は結局、相手方企業と個別に結びますから、相手の企業の状況に応じて柔軟に中身を変えられるというのがいいところなんです。それで、先ほど申し上げた裁判例は、ある廃棄物処理場が、何年何月にはやめますと言っていたのにやめなかったというので町が、それは協定違反じゃないかという形で訴えて、最終的には、それはやめなさいという判決が出ているわけです。そういうものをちょっと想定していたもので、そうするとなんか、1000㎡以上の工場があったら、またこういうのも作ってあるから守ってね、みたいな形であまり個別にそれぞれの工場の特徴に応じて中身を変えていくっていうのは、あまりやってないようなイメージなんですけれども。それで先ほどもありましたように規模とか、あるいは住民との関係にかなり紛争的な工場なのか、自助的工場なのかでかなり違うと思うんです。いくつかパターンを、この規定の中には出てこないかもしれないですけども、いくつかのそのパターンを考えて、やっぱり協定のいいところはそういう個別のバリエーションを作れるところが

メリットですので、それが入った方がいいと思います。

委員 委員がおっしゃる1つとして、小さな企業でも、特別な化学物質を使っているとか、それが水質汚染とか大気汚染とかの原因に明らかになるよというところは対象に入れてもらうという意味もあると解釈していますから、よろしくお願いします。

事務局 今おっしゃっていただきました廃棄物関係の処理場、八尾市にあります一般廃棄物の処理場ですけれども、そこに関しましては、やはり地元も当時反対した経過がございまして、八尾市と、地元と、工場側とですね、三者協定という形でやらせてもらっているのは、騒音だけでなく大気汚染、水質汚染、すべての項目を含んでおりまして、その工場が持てる能力の最大のところで値も決めさせていただいて協定を結んでいるという例はございます。

事務局 それとこの公害防止協定なんですけれども、今回公害防止条例の改正にあたりまして、地球環境保全とかその辺りの項目も入れていくということ踏まえまして、例えば環境保全協定という名前はどうかという話を我々内部ではしているんですけれども、そうすると例えば地球温暖化というところで、CO₂の削減を環境保全協定に入れてしまった時に、例えばある企業が20%削減します、と言ってこれを守れなかった時に、委員におっしゃっていただいたように契約行為に近いということでしたら、企業として非常に苦しいということになってくるかと思えますし、そもそもそういう内容を協定に入れることが果たして望ましいのかという議論が出てくるかと思えます。そこで我々の方でも、協定というのは今、スタンダードとしてこういう議論をしている中で、例えば企業の環境宣言という形のスタイルはどうかという議論もございました。ただその環境宣言という形にしてしまいますと、逆にまた強制力といいますか、なかなかそういう部分の担保等が難しくなってしまうので、非常に悩ましい話として内部でも議論していたところでございます。

委員 今まさにそれを考えていたんです。今までの公害防止協定というのは、私のところは、マイナスはしないように努力していますよ、というアピールだったと思うんです。公害防止について、その協定を結んでいると。だからこうやって努力していますということだし、ということは規制に関係していたと思うんです。そこで、今おっしゃっていただいた緑化ですとか、

地球環境保全ですとか、そういうのは、こういうことでうちは頑張っ
てプラスを作っていますよ、というアピールだと思うんです。そうするとそれ
を同じ協定の扱いにしているのかということが気になっていました。それ
で、後でお話が出てくるのかもしれないですけども、公害防止条例がご
ざいますよね、条例の方は、ちょっと時代的に公害防止のところでは止まっ
ているよりはもう少し進んだ条例にされた方がいいかなとは思いますが、
協定の方はどうしたらいいのだろうということを、今お話をお聞きしなが
ら考えていました。それで1つ、例えばドイツの例ですけども、ハンブ
ルクという市がありまして、そこはパートナーシップ協定というのを事業
者と結んでいます。その協定を結ぶと、まず市のHPにそれが公表されま
す。そしてハンブルク自体がEUの環境首都というのを第2回でとってい
ますので、その市と協定を結んで認められている企業ということで、小さ
い企業にとってはすごくその関連戦略をするときに、海外、といってもE
Uの中ですが、割と有利になっていると、そういうプラスの面があるとい
うお話をお聞きしました。もう1つは、市の方にもメリットがあつて、そ
のパートナーシップ協定を結ぶことによって、市のCO₂排出を減らすこと
ができています。だからそういう違った協定、先ほど宣言という案も
出ました、ということもおっしゃったんですが、宣言というのは、やりま
すよ、ああそうですか、ということなんですけれども、もう少し市にも認
められた、頑張っている事業者みたいな協定を作るのはどうかな、と思っ
たりしました。だから公害防止協定にこれを入れていくのが果たしてそぐ
うかどうかというのが、悩みながら考えているところです。

事務局

その辺りも含めて名前を変えようかという話がありました。それと委員
の先ほどの話にもありましたようにバリエーションといいますか、個別に
結んでいくというのがやっぱり協定の本来のあり方でもありますので、内
容は個々の企業さんで大きく違ったとしても、環境保全協定という大きな
枠の中で何か定義などができないかという話も、内部でしているところ
です。

事務局

おっしゃっていただいていますように、いろいろなパターンを考えた状
態としまして、例えば中で分けて、環境保全協定（公害編）、地球温暖化編
みたいな題名的にも見えるような出し方がありますとか、また、資料2で
もお話いただきました各主体の役割とかいろいろなところまで踏み込ん
ではいくものの、なかなかこのあたりの条文化というのが難しくてです
ね、それをできたらこういった協定の中に盛り込むことによってそれぞれの役

割分担でありますとか、地域への貢献でありますとか、そういったところが見えていくのかなと思ってしまして、そのあたりをうまくミックスしながらできたらなど、内部でも議論しているところでございます。

委員 かなり問題の多い廃棄物処理場とかです、法令の基準を上回るこういう自主基準を、やはりこういう協定を結んでやっていくという必要性は一方で残ると思うんです。ですから、そういうものとそれから先ほど紹介があったパートナーシップ協定みたいな、もっとよりよい環境都市、八尾を作ろうみたいな、そういうみんな仲間でやっていきましょうみたいなところをひっくるめる協定的なものとして切り離した方がいいような気がします。こういうみんなですべてやっていこう協定だと、1000㎡だとか言う必要は全然ないわけです。それから地球温暖化防止なんかは元々、法令自身で義務付けはしていませんよね。あれは目標で結局、自主目標を立てて、そして状況を報告するぐらいで別に罰則も何もないですよね。そういうものですので、それが仮にこの中に入ったとしても違反を取り締まるとかいう話とか裁判をしないとかなんかという話には絶対にならないですよ。

事務局 いろいろな企業様が見え方というかですね、自分の頑張れる分野で頑張ってもらえるような見せ方ができたらというのが元々の根本でございました。第1回の審議会でもありましたように、基本条例がありながら公害防止条例という名前の中で、地球温暖化でありますとかパートナーシップをどんな風に入れていくんだというお話があったかと思いますが、そのあたりをですね、やはり今は公害が守れて当たり前ですよと、ただこれを全くなくすというわけにはいかないで、そこは一定置いておきましょうと、ただ一歩も二歩も進んだ企業さんも出てきているので、そこはある一定評価ができる仕組みというものをきっちり作っていったらというのが、本当の最終理想形というか、そういった仕組みづくりができたらというのがモットーとしましてやっているんですけども。

事務局 おっしゃっていただきました現在の公害防止協定という条文につきましては、これもばくつとした条文でありまして、ただ公害防止協定という名称が出てまいりますのでそこに縛られる状況もあると思いますけれども、今種々いただいているご意見、いろいろなパターンの協定というのが今後ありうるということからしますと、こういう条例の各種の協定の締結という名称の中で、条文の中には大きくありうることをうたってですね、元々、担当が申し上げた1000㎡等については、その下の要綱などでうたって

いるところですので、そういったところで、かといってあまりにたくさん
の例がありますと、それはより大変になると思いますけれども、大きくは
一般的な中小の、大きな企業も含め中小の対策のところと、あとこれからの
地球環境等に関する対策である協定の部分とか、あと、一つ大きいのは、
焼却工場などの非常に地域と問題が発生するであろう部分については、例
えば特定の1工場を指した協定というのもありうるかもしれないので、そ
ういったところが、もしうまいこと使えるようであれば、それぞれ補完で
きるような条文の体系がとれたら一番よろしいかと思しますので、そのあ
たりは今頂いたご意見踏まえましてまた、もう最終段階ですけれども、よ
い方法を内部で検討してまたお示しさせていただきたいと思ひます。

委員 委員もおっしゃったんですけど、公害防止協定という形の中に全部盛り
込むのは無理がある。公害防止協定は、それ自体で必要性があるのでそれ
はそれで残しておいて、また別のものと言う感じになるんですかね。

委員 この資料3の最初に書いていますけれども、公害防止協定とは、という
ところで、これは定義かなと思ったんですけども、住民と公害発生企業
との間に、って書いてありますから、対象としているのはもう公害が発生
している企業、という風になっちゃうと、パートナーシップで今言われた
ようなところは、もうこの段階で少し違うようなイメージができてしまっ
ているのかなという印象を持ちました。それはそれとして、パートナ
ーシップに似たところで、みんなをよくしていこうというところをもっと活
かすためには、やはり積極的な情報発信が必要かと思ひます。そして情報
共有だけではなくてもっと、こういうところで頑張っておられるですよ、
という何かアピールできる仕組みをですね、誰がやるのか、八尾市さんが
主体的にやっていただくのが一番なのかもしれませんけれども、その情報
発信を上手にやって、八尾市だけに留めるんじゃなくて広くできるような
何か仕組みができれば、よりうまく運用できるのではないかと思ひました。
あと、ちょっと後の議論になるのかもしれませんが、我々の研究の
分野で、細かくいうと水処理とか下水道とかその辺をメインでやっている
んですけども、水をよりきれいにすることと、CO₂の排出という
のはトレードオフの関係にあるというのが研究の成果でわかっていまして、
より水をきれいにしようとするほど、一方ではCO₂が出てしまうとい
うことがあります。ですから今後、ある項目、例えば水をきれいにする
というところにエネルギーを使うと、CO₂に関しては排出が増えてしま
うとかですね、そういうところのバランスも考えて、あれもこれもというの

は現実的にはできないこともありますので、そういうところもちょっと注意していかないといけないかなと。それとちょっと厄介なのですね、市民の方が、これは環境にいいと思って頑張っておられることが、それはあまり効果がないですよとか、逆にそれをやると環境が悪くなってしまいますよというのが、世の中にはいくつか事例があってそういうところを、頑張っているんだけどちょっとそれはやめといた方がいいですよ、とかというようなものをできる何かがあってもいいのかなと。これはちょっと特殊例かもしれませんが、そういうところをいろいろと考えながらうまくできる方法が何かあるんじゃないかと思いながら聞いていました。以上です。

会長 他にご意見等ございますでしょうか。協定の改正後の案に駐車場がなくなったのは、これは公害と関係がなかったということなんですか。

事務局 そうですね。直接関係がないと思ったんですけども、スペース的なところとなっていますので。ただ協議の中で必要に応じ入れてもいいとは思っています。現行、公害とは直接関係がなかったもので。どちらかというところと交通の障害ですとか、その工場の前で作業を行ったりするのをやめさせるというのが主旨になりますので。

委員 環境影響評価という意味では、必ず駐車場の問題が入ってきます。

事務局 台数とかそういうところですか。

委員 駐車場に出入りする車の騒音の問題もありますし、もちろんそれを確保しないとその周辺に対して交通の問題があるということで、環境の問題があるといえはああるということ。

事務局 ちょっとそこを抜くか抜かないかというところは再度検討させていただきます。我々も大気汚染として、自動車の違法駐車が渋滞の原因になっている場合もありますので、駐車場を適正に確保することによってそういったところも緩和できるということもありますので。

委員 では今の件に関してご意見はございませんようでしたら次に進みたいと思います。

事務局

それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料4「地球環境保全について」をご覧ください。

まず「目的」としまして、「八尾市民の環境を守る基本条例」において、市の基本方針及び環境の保全等に関する施策の中で、資源の有効利用と廃棄物の減量及び地球環境保全への配慮が規定されていること、また、平成22年3月には「八尾市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標や、目標達成に向けた市民、事業者、市の取り組み等を定め、削減に取り組んでいることから、改正後の条例においては、温室効果ガス排出の抑制等に係る実践的な行動を促す内容を盛り込み、これらの取り組みの一層の促進につなげたいと考えております。

2の「各主体の役割」として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、市、事業者、市民それぞれが、温室効果ガス排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めることが規定されております。一方、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」にも同様の内容が規定されております。これらの法令の規定を背景として、改正後の市条例や公害防止協定において、温室効果ガスの排出抑制についての取り組みを、より具体的に表現していくような形式を考えているところでございます。

3、現状についてですが、ここで参考資料2「八尾市域における地球温暖化に関する現状について」をご覧ください。

まず(1)「八尾市地球温暖化対策実行計画について」ですが、計画では市域から排出される温室効果ガスの排出量を、平成2年度比で平成32年度までに25%削減、平成62年度までに80%削減することを目標として掲げています。またパリ協定では、「世界の気温上昇を産業革命前から2度より十分に低く抑えるとともに、1.5度以内を目指して努力することを目的」としています。

次に(2)「八尾市における地球温暖化に関する現状について」を見ますと、折れ線グラフのとおり、八尾市域におけるCO2排出量は中期的な目標となる平成32年度目標値とは大きくかい離しています。これは、電気使用に係るCO2排出量を算出するための排出係数の大幅な増加に伴って、CO2排出量が増加しているためで、エネルギー使用量実績値においては、近年は減少傾向にあります。

また、円グラフで示されているとおり、平成26年度の部門別の温室効果ガスの排出量では、市域全体の排出量の内訳として、産業部門が36%と大きな割合を占めており、その内約97%が製造業由来であるという結果が出ております。

これらのことから「(3)現状から見た課題」として、計画の達成に向け

ては製造業由来のエネルギー消費量の削減の取り組みが非常に重要である
と言うことができ、具体的には環境マネジメントシステムを含めた省エネ
の取り組みや3S活動等の推進が必要になってくると考えております。
資料の4に戻りまして「4、関連計画との関係」ですが、「八尾市環境総合
計画」においても「地球温暖化対策の推進」の項目について、低炭素型ラ
イフスタイル・事業活動の推進や、省エネルギー機器の普及等が規定され
ており、また、「循環型社会の推進」の項目では、ごみの減量等について規
定されております。「地球温暖化対策実行計画」については先ほど説明させ
ていただいたとおり、目標値を定めて、市、事業者、市民の取り組み内容
を規定しております。

これらを踏まえ「5、改正案」として、市が率先して省エネ・省資源等
の地球環境保全をすることについての努力義務を規定し、市民、事業者に
ついてはエネルギーの効率的な利用、環境負荷低減となるエネルギー転換
の推進、ごみの減量や循環的な利用の推進などの地球温暖化対策について
規定することを考えております。

また、具体的な取り組み項目としては、例えば先ほどの環境保全協定に
おける協定書の環境活動項目の中で、地球環境保全に関する内容（例えば、
アイドルリングストップの周知であるとか、電気、燃料等のエネルギー使用
量の把握及び抑制など）を規定していくことも考えております。

「6、改正後のビジョン」として、簡単な図でイメージを表現しており
ます。これまでも、温室効果ガス削減の取り組みについては、市民、事業
者、市がそれぞれ実施してきておりましたが、改正後の条例や協定書に温
室効果ガス削減の取り組みについて、具体的な実践内容を盛り込むことで、
それらの取り組みを後押しし、より一層活動が発展していくことを期待す
るものでございます。

以上が資料4「地球環境保全について」に関する説明でございます。よ
ろしくお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見、ご質問等ありましたら
お願いします。

委員 資料4の2ページですが、市のところで二酸化炭素排出量の公表という
ところがございます。これはどこが出した排出量なんでしょうか。

事務局 市域全体から出る二酸化炭素排出量を出していくということです。

委員 市域全体ですか。市の事業活動の排出量も公表されていると思うんですけども。それだけではなくて、市域全体のということですね、分かりました。それでその時に例えば、全国平均に比べて八尾市の場合は、どこの部門が排出が多くてというようなことは公表されているのでしょうか。

事務局 他に比べてとか、そういう風な記載はしていないんですけども、割合としては産業が多いですね。

委員 割合としては産業が多い、だけど産業というのは工場のようなところですよ。でも減っていないのは3つの部門で、よく言われるのが家庭部門と業務部門が減ってないのでどうでしょう、というところがありますので、このあたりを市民の方も分かるような形でお示ししていただくとありがたいなと思いながら今探しているんですけど、それが出てこない。それと先ほど参考資料2のところ、排出係数の話がございました。排出係数も東日本大震災の直前は、関西電力はすごく低かったもので、0.2台でしたよね。現在0.5くらいですよ。倍くらいに上がりました。だから消費量を減らしても排出量は増えたことになっちゃうところが、私は市民の方がこんなにやっているのに、と思います。だからエネルギー消費量というか、それをちょっと示されると、私たちはこれだけ減らしているというところが分かっているのかなと思います。こういうことを申し上げると別の学識経験の方は、そうはいつでもCO₂の排出量を減らさないといけないんだから、増えているのは事実なんだから、それを踏まえた上でも減らしていかなければいけないという厳しいご意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。それもその通りだと思いますけれども、やっぱり市民にとっては、まずはご自身が省エネですね、自動車とかもそうだと思いますけれども、そういうところにどれくらい効果があったかということをお話だけのような、それから事業者の方で言いますと例えばごみの削減ですとか、それから省エネとか、いろんな知恵があると思うんですよ。それを八尾の中でシェアできるようなことを、されているとは思いますが。

私とても覚えているのが、大阪市さんが平成25年の11月ぐらいに、紙の事業系のごみを搬入禁止するようになりました。それに絡んで、雑紙を企業の方に分けていただくと、それを資源の再生業者の方に持って行ってください、というような流れで事例発表があったんです。その時私はお話しする側で発表を聞いていたんですけども、ものすごく劇的に減るんですよ。その雑紙のごみ箱を作るだけで。お聞きしていたらいろいろポイン

トがあって、こういうのってシェアできたらいいのになとすごく思ったので、そういうことを、地球環境保全というか地域の環境負荷を減らすという面では、八尾ならではのやり方というのがあると思うので、そのあたりをされたらいいのかなと思いました。以上でございます。

会長 他にご意見ございますでしょうか。

委員 地球温暖化の課題は、先ほどもいろいろ議論出て扱い方をどうするか、協定書の問題も含むんですけども、具体レベルで市民の立場からいきますと、地に足をつけて、今もお話がありましたけれども、例えばLEDをどんどん導入するとかですね、そんな話もいろいろとあると思うんです。それから市がやっておられるライトダウン活動、月1回決めて電気をできるだけ消しましょうと。これもエネルギー的には非常に大きいですね。だからそれを月1回がいいのか、月2回にするのかとか、そんなことも含んで前向きに検討していくことも大事だと思います。そういうことが市民のレベルでなかなか分かりにくいんですね、正直言って。だからこの条例の三段対照表で条例、規則、要綱とありますけれども、この運用要綱みたいなところでできるだけ詳しくキーワードを入れていただければ、もちろん市民だけでなく事業者も解決策がいろいろと浮かぶから、うちの企業にとってはどうかな、うちの家庭にとってはどうかな、ということが考えられると思いますので、そういう具体的な対策のキーワードをできるだけ入れていただくことを要望したいと思います。

会長 他に何かございますか。

委員 それに加えて、資料の中の3つの輪の中なんですけれども、市の取り組み、それから事業者、市民とあります。これの市民のところが一番分かりにくいのかなと。低炭素型ライフスタイルの実践って、何なんでしょう。もう少し生活に密着したようなわかる言葉で書くともう少しわかりやすいだろうし、親しみやすいかなと思ったりします。そこが一番、これってどういうことを進めていけばいいのという風に思いました。

委員 ビジョンだからこうされたと思うんですけど。今言われた通り。

事務局 そうですね。

委員 なんかとてもきれいすぎて。

事務局 元々、八尾市の地球温暖化対策実行計画の中で低炭素型ライフスタイルの実践というのが項目としてありまして、そこの表現の齟齬がないように資料にはそのように記載させていただいたものです。つまり言いたいことは、省エネ生活や、自動車ではなく自転車を活用するなどのエコな生活スタイルについてのことです。

委員 そういう細かい部分までは行かないんですけれども、市の頭のところで書くのは必要かと思えますけれども、ここの部分をもう少しいい言葉で書かれてあると嬉しいなど。

委員 今チャレンジ80を見ていますけれど、25ページ以下に市民の行動すべきこと、事業者の行動すべきことがあります。非常に詳しく書いているんですね。エアコンの温度の設定、太陽光発電の関係、住宅新築改築時は断熱性を配慮してとかね、それから自動車に頼らないライフスタイル、低公害車の導入とエコドライブの実践、みんながやっていますごみの分別と排出減量、それから代替フロン、それから庭やベランダなどの緑化推進と、非常に詳しく書いてありますし、相当検討して冊子を作られたと思いますので、これを活かしてほしいと思います。

会長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではここで半分くらいになりますので10分ほど休憩と致します。

— 休憩 —

会長 それでは引き続き審議会を再開いたします。では次に議題4について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料5「条例の総則等について」をご覧ください。

これまでの検討結果と、八尾市民の環境を守る基本条例の目的から、改正後の市条例の目的を、次のように定めます。

現行条例は、市基本条例の第11条「生活環境の保全等に関する施策」を進めることを目的としていましたが、改正後は、それに加え、先ほどの地球環境の保全や、市民等の参画、そして協働に関しても含まれてくるた

め、このような形で考えさせていただきました。

次に、改正後の市条例における市、事業者及び市民の役割・責務についてご説明いたします。

まずは（１）市の責務として、市は、公害の未然防止及び環境への負荷の低減のため、必要な施策を策定し、それを実施するとともに、事業者や市民による自主的な公害の防止や環境への負荷の低減に関する取り組みの支援を行うものとしします。

具体的な責務として、既存の条項との対比として記載させていただいておりますが、条例全体としての構成につきましては別途、次回に改正素案という形でお示ししたいと考えております。

まずは市の責務として、「市は、この条例の定めるところにより、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずるほか、市民及び事業者と連携して、公害の防止及び環境への負荷の低減に関する施策を実施するよう努めなければならない。」としました。

次に、現行１２条の「規制措置」や、１３条の「監視測定等の体制整備」、１４条の「公害状況等の公表」については、ほぼこの内容のまま残したいと考えております。次に「市民意識の啓発」については、先ほどの議題にもありました「環境学習の推進等」や、「環境に関する情報の提供」などの規定を盛り込もうと考えています。１６条の紛争の処理についてはほぼこのままで、１７条の「公害健康被害者の救済」について、これは昭和４８年に制定された「公害健康被害の補償等に関する法律」の関連で、昭和５５年当時の規定のままになっておりますので、現状を踏まえ、改正案のように改めたいと考えております。１８条の公聴会もほぼ触らずに行こうと考えております。次に、１９条の中小企業に対する助成について、以前は、この規定に基づき、「八尾市中小企業公害防止資金融資規則」を定め、中小企業者に対し、公害の防止措置等に必要な資金の融資を行っていましたが、当該制度につきましては、平成１９年度に廃止しております。

現在、当課においても公害対策への助言などを行っており、また本市の産業政策課においても、環境に配慮した機器更新のアドバイスなどは行っています。そのため、中小企業に対する「支援」という形で文言も多少修正させていただこうと考えております。これにつきまして、本市の産業政策課と協議をした際、公害防止のために行う施設の設置等に対する助成制度はないが、「八尾市ものづくり集積促進奨励金」や、「意欲ある事業者経営・技術支援補助金」などの制度も行っているという意見があり、それらの制度について、本日配布させていただいております「公害防止責任者便り」これは毎年６月に特定工場等に送付しているものですが、これにも掲

載しております。これらのことから、もう少し条例本文の文言については検討したいと考えているところでございます。次回の改正素案でお示しさせていただきます。第20条については、要請を協力という形に修正したものでございます。

次に（2）事業者の役割についてご説明させていただきます。

事業者は、公害関係法令の遵守だけでなく、公害の未然防止及び環境への負荷の低減に積極的に取り組み、市が行う生活環境の保全に関する施策に協力するものとします。また、事業活動や公害の防止及び環境への負荷の低減への取り組みに関する情報を積極的に地域住民に提供し、地域住民との円滑なコミュニケーションの確保に努めることにより、生活環境の保全を図ることとします。

現行市条例と改正後の案については、下の表のような形で考えています。

まずは基本的な責務がございまして、次に現行の4条と11条を合わせた形のものを規定致します。

5条と6条については、本条例の主旨や他条例との関連もあるので、内容を少し変えて規定することを考えています。

8条の廃棄物関連については、前回の審議会の内容を踏まえたものでございます。9条の事故時の処理義務については、前回の事故時の措置と重複するため、本規定としては削除いたします。そして議題1で出てきましたが、新たに下の二つ、従業員への公害の防止、環境の負荷への低減に関する意識の高揚と、地域住民とのコミュニケーションについて盛り込みたいと考えております。

次に（3）市民の役割について、市民はその日常生活において、自動車公害や生活騒音、悪臭などの抑制による生活環境の保全や、省エネなどによる地球温暖化防止等に自ら努めるとともに、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとします。

現行市条例と改正後の案について、まずは、先ほど申しました趣旨の基本的な責務があり、次に、前回の議題にありました生活環境への配慮についての規定があります。（23条の「公共の場所等の清潔保持」については、条例の主旨と異なり、また、八尾市環境の美化に関する条例が別途ありますので、本条例からは削除しようと考えています。）

以上が資料5「条例の総則等について」に関する説明でございます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 教えていただいてもよろしいですか。1 ページのところでございます。目的で改正後の案があつて、参考というのがありますが、これはどういう関係でしたでしょうか。

事務局 下の参考の点線のところですね。こちらは八尾市民の環境を守る基本条例の目的のところを抜粋で書かせていただいております。これが平成8年にできている環境関連の根元の条例になっています。

委員 公害防止条例とこの八尾市民の環境を守る基本条例というのと2つあるといたしますか、別々にあるんですね。住み分けはどうなっているのでしょうか。

事務局 八尾市民の環境を守る条例というのは理念条例で、環境の全てが盛り込まれております。先ほどの地球環境保全も、大きな枠として方針とか施策とかがありまして、環境総合計画もそこに記載されています。その中で現行の公害防止条例は、その11条に生活環境の保全という施策がありまして、そこに基づいて作られている条例であります。

委員 例えば環境負荷の低減というのは、八尾市民の環境を守る基本条例にもありますよね。

事務局 地球環境の保全と、廃棄物の削減というところで、先ほどの資料4のところと同じく点線で囲ってあります。これは15条、16条というところで規定があると。この並びで11条がありまして、公害防止条例がそこに基づいて作られているという形です。

委員 八尾市民の環境を守る基本条例の第15条と第16条に書いていただいているけれども、これは一般的にみると循環型社会、それから低炭素社会、多分、一般的にもう1つ、自然共生社会を目指しましょうというのがあると思うんですが、これは八尾市民の環境を守る基本条例の中にあるのでしょうか。

事務局 すみません、例規集をご覧ください。ページの1から4が八尾市民の環境を守る基本条例になっております。

- 委員 自然環境の保全というのがありますね、第12条。
- 事務局 第12条ですね、はい。都市環境とか歴史、文化環境とか、これが並びになっております。
- 委員 わかりました。それでは、これと公害防止条例との位置づけはどうなっているのですか。
- 事務局 従来はですね、11条の生活環境の保全等のところに基づきという形で、この左側ですね、書いてありまして、これをですね、この改正後の案として、今までやってきた経過を踏まえて、この地球環境の保全と、環境負荷の低減について、それに関する市民との協働とかですね、環境学習の推進も入っているので、その点も含めて、理念にのっとり、という形で書かせていただきます。基本条例の11条、15条、16条などの一部を実践といたしますか。
- 委員 先ほど協定のところでも出てきましたよね。マイナスを絶対出さないようにするぞ、という話と、プラスをうちは作り出してますってという話と少し分けた方がいいんじゃないかという話がありました。それでこの条文の、第11条を見ると、市長は、公害を防止し、良好な生活環境を確保するために、とあるので、良好な生活環境を確保するためにはいろんなことが入ってくると思うので、入れるのは間違っていないと思うのですけれども、公害防止条例の主旨からいうと、公害に特化してもいいんですね。
- 事務局 今回の条例で、ですか。
- 委員 今回の条例で。つまりですね、さっき申し上げた地域課題の解決というのが適うのは多分、八尾市民の環境を守る基本条例の方ですよ。すみません、自分の中で整理がつかない。この地球環境保全についてというのは、さっきの資料4の話で言うとどこに入るんですか。地球環境保全はどこに入れましょうか。八尾市民の環境を守る基本条例に入れますということなんですか。
- 事務局 現行、16条に地球環境保全というのがあるんですけど、そこに基づく条例というのが、八尾市ではないんです。ですので、この公害防止条例の名前を変えるかどうかは別として、範囲を広げて盛り込もうというところ

で今、生活環境の保全から地球環境の保全といいますか、そういう視点です。

委員 なるほど、わかりました。やっとな皆様に追いついてきた。それで考えますと、公害と地球環境問題というのはかなり違う性格なので、1つの条例にその2つを、いろんなものが入っているんだっただら分かるんですけど、その2つをもって1つの条例にっていうのが、ちょっとすわりが悪いような気もするのですが、いかがでしょうか。よろしいんでしょうか。

委員 すわりが悪い面もありますけどね。大阪府はどうなっていますか。

事務局 大阪府は温暖化防止の条例を別途持っています。

委員 別途作っていた。公害防止条例は生活環境の保全等に関する条例ということに名前を変えて。

事務局 ただ、自治体によっては生活環境保全条例の中に入っているところも多いです。

委員 自治体によっては三本柱で条例を作っているところも多いというか、ありますよね。

事務局 委員に先ほどおっしゃっていただきましたが、大きな国の地球温暖化に対します法律があり、それに基づきそれぞれ自治体の実行計画という形で作ってしまっていて、それを改めて条例化しなければいけないかといいますと必ずしもそうではないところでございます。それで我々は、今回この条例をやはり、市民の皆様と今までの単なる行政からの公害規制だけではなくてそれぞれの役割分担の下においてやっていくというところから、プラス地球温暖化の視点を皆様が念頭に置きながら頑張ったらどうでしょうかというような条例の形にしたいということです。元々はこの11条を特に指していたんですけども、そこを少しぼやかした形で、基本条例の中の部分的なところをつまみながら、今回の新たな条例に入れて行きたいと。それに際しまして、最終的には、後程ご説明させていただきますが、条例の名称も変更していかないといけないだろうということを考えてございます。ですから地球温暖化だけを特化して、その条文を何十条も入れるかといいますと、そうではなくてそういったエッセンスも入れながら今、地球温暖

化問題も深刻な問題となっておりますので、事業活動をするにしても、市民が生活するにしても、いろんな立場においてその問題も考えていただきたいというところから少し入れていけたらと考えています。

委員 ごみの問題といった条例はあるんですか。自然共生もありますか。

事務局 ごみに関しては、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例というのがございます。

委員 自然共生はどうですか。

事務局 直接的な条例はないと思いますが、緑化条例が一番近いかと思います。

委員 そういう周りの自然環境を大切にしていきたいと思いますの今回突っ込んで悪くはないんですよ。

事務局 そうですね。条例の規定上はそこまでは書いてはないんですけども、先ほど申しました協定でありますとか、緑化の部分に踏み込んだりとかは今の条例、改正前の現行条例でも入っています。ですから公害防止とは言うものの、そういったところも昭和55年当時から入ってございます。ですから周辺に配慮した事業活動をなさいと言って、それにプラスアルファ地球温暖化の視点も入れていけたらということが、今回の改正の目的の1つにしたいと思っております。

委員 ありがとうございました。よくわかりました。

委員 地球温暖化防止と公害は少し違う面はあるんですけども、さりとて地球温暖化防止だけで八尾市で独自の条例を作るほどの中身といいますか、条文がそんなに、体系的なものがないという判断だと思うんですよ。なので全く無関係というわけではないし、入れようかということだと思います。

委員 確か京都市は地球温暖化防止条例って単独であったように記憶しています。しかし先ほど委員がおっしゃったように八尾市の状態ではですね、エッセンスを入れて今回の名前を変えた条例の中に入れての方が身近に感じるなど私は思いますけれども。

事務局 先ほど委員からもお話がありましたように実際エネルギーの問題でありますとかいろんなところでいいますと相反するといいますが、CO₂削減と矛盾するようなところも、我々は規制ですので、例えばもっと大気や水質をきれいにしなさいとか言うときにはエネルギーを使ってしまったりとかいうところはあるんですけれども、トータル的なところで言えば、人間が最終的に生活していこうとするとやはり地球温暖化問題というのは外せないですね、というところで、何十条もの追加ではなく数行ないしは数条入れていけたらと考えています。その中で先ほどの円が3つ重なっております市でありますとか市民でありますとか事業者の役割もある一定のそれぞれの責務までというのはどうかっていうのもありながら、構成上考えてはおりますけれども、それぞれの分野において入れていけたらと考えてございます。

委員 1つだけ、今までの公害防止条例というのは取り締まるというイメージが強いですね。だから委員がさっきおっしゃったような、マイナスじゃなしにいわゆるプラスのそういう面をできるだけ反映するような書き方をお願いしたいと思います。

委員 それと例えば水をきれいにするとエネルギーはトレードオフだというお話がありました。確かにそうなんです、汚さないようにするとか、なるべく水を大切に使うとか、日常生活でそっちの方から行けば両方OKですよ。汚さなければエネルギーが少なくて済みますし、同じきれいにしても少なくて済みますし、量も減ると思うので、だから市民にそういうことを呼びかけるというのは、トレードオフに引っかけられないかどうかはわからないんですけれども、そういうちょっと違う視点で呼びかけるというのがいいかなと。

事務局 我々も環境のイベントをさせていただいたときに、例えばできるだけシャワーを出しっぱなしにしないでありますとか、製造業の工場でしたら例えば冷却水で、どうしても水を使わないといけないとか、工程上、水を使うという観点から、処理にはなってくると思うんですけれども、そのあたり、それぞれの役割の中でできることをやっていきたいと思いますというように形の規定にはできるかと思っておりますので、それは考えていきたいと思っております。

委員 気がついたところなんですけれども、資料5の1ページの下の方の改正案のところですね、市は、この条例の定めるところにより、公害の発生源

に対する規制、と公害の発生、これは公害が発生しているということ前提のような表現になっています。これとの関連で3ページの上の方に事業者の責務のところでは、公害を防止し、及び環境への負荷を低減すると、ここも公害の防止でいいのではないかと思います。改正前の表現のままでもいいと思うんですけどもね、関連するものを併せようとしてそうなったと思うんですけども。

事務局 そうですね、はい。ありがとうございます。

会長 他にご意見等、ございますでしょうか。

委員 これは意見としてなんですけれども、資料5の3ページの改正案の中段の空白があつてその次に、「事業者は、公害等を防止するため、自己の使用する施設に係る公害等の発生原因となるおそれのあるものを常時監視し、適正に管理しなければならない。」とあります。これは非常に大事なことだと思います。ところが実際に一部の事業者で心配なのは、私はEMSをやっていて最初にお伺いした時なんかは、届出が必要であるのに未届けの設備がまだ結構あると、あるいは法律とか条例で定められた基準値ですね、そこから測定データが外れていても、改善がほったらかしになっているということは多々あるんです。八尾市の現状をみたら、公害責任者だよりということで、これは非常にいいセミナーですよ。これで1年に1回ですか、さっき聞きましたら力を入れておられるので、そういう場と、この責任者だよりというのは参加されない事業者さんにも送っているんですか、それが非常に大事なことです。そういう情報でやっぱり徹底されるように、ずさんな経営者や、環境の管理者がいい加減な人だったら、いい加減になってしまいますので、そこは折角こういう改正後の案という条項に入れても、守られていなかったら絵に描いた餅になってしまいますので、そのへんをどうするかを併せてご検討いただきたいと思います。

委員 よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんようでしたら次に進みたいと思います。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。議題の5について、資料6「特定工場等の許可制度に関する改正概要について」をご覧ください。
 まずは許可制度の概要について、本市は中小企業が多く、住工が混在しているため、騒音などの公害苦情が発生しやすい状況にあります。そこで

条例で定める特定工場等に許可制度を導入し、独自の許可基準を設けるとともに、対象となる公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）に基づく手続きや規制についての指導も合わせて行うことにより、総合的な公害発生の未然防止を図っています。今回の改正にあたりましては、制度としては継続し、許可基準や条件、変更許可等について、公害関係法令との兼合いを整理することとします。

改正概要を、項目ごとに以下のように整理します。

まず、許可の基準について、現行は、33条第1号において、この条例における規制基準（排水、騒音、振動）に適合しないと認めるときに許可を与えてはならないとなっております。これを、この条例の規制基準及び公害関係法令に定める基準、とすることにより、大気や水質、悪臭などの法令の基準遵守も盛り込みます。これに伴い、その上にありますように、申請の審査期間を現行の30日以内から60日以内とします。これは大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出の審査期間が60日以内となっているためです。更に、以前に取り上げた地下浸透の構造基準についても許可の基準とします。

次に許可の条件について、現行の34条において、「市長は、特定工場等の設置の許可をするにあたっては、公害防止及び環境保全に必要な限度において条件を付することができる。」とあります。この規定はそのまま、現在要綱で定めている内容について、現在も検討中です。概ねそこに記載させていただいている内容を、現在もあります要綱に盛り込んでおこうと考えております。

次に「表示板の掲出」について、これは、工場等設置者が、事前に周辺住民に対し、こういった工場等が設置等されることを周知するための制度です。特定工場の名称や、業種、主な作業内容や設置機械などの概要を記載させています。更に事業者の連絡先を記載し、計画内容について説明を求めたい方は事業者へ直接連絡していただくようになっています。これについては、周辺住民への事前周知という意味からそのまま残そうと考えております。一方で、36条の事業に関する説明については、現行のように市から事業者に対して強制すべきものではなく、表示板に概要や連絡先を記載しているため、本規定としては削除しようと考えております。

次に、公害防止責任者制度についてご説明いたします。

特定工場等の事業者は、特定工場等における公害の防止及び公害の施設の維持管理体制を確立するため、条例に基づき公害防止責任者を置かなければなりません。公害防止責任者の役割は、公害の防止及び公害防止の施設等の維持管理に努め、必要に応じて公害防止の状況を市長に報告する、

とともに、市が行う講習会等に参加することとなっております。従業員への公害防止意識の向上も役割の一つとなっております。誰でもなれるというわけではなく、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める公害防止管理者の資格を有する者又は市が行う研修、公害防止責任者研修会といいまして、毎年7月に当課が開催しております、この研修を受講した者でなければなりません。本制度につきましては、公害の未然防止や問題発生時の早期改善という点からも重要であると考えますので、継続して行きたいと考えています。

次に変更許可についてご説明いたします。32条の許可を受けた者が、その許可に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、事前に市の許可を受けなければならないことになっております。その内容については、規則第11条と運用要綱に定められております。ここも、条例については改正せず、規則及び運用要綱の中身について、現状を考慮して整理したいと考えています。基本的には、敷地面積が変わらず、環境への負荷が増大しない軽微な内容については除くこととし、その内容についても規則等で規定しておきたいと考えています。

次に、「操業等の制限」について、これは設置、又は変更許可に係る工事が完成すれば速やかに届け出て、完了検査を受け、合格しなければならないというものです。これについても条例については基本改正しませんが、「遅滞なく」という言葉が曖昧であるので、15日以内という具体的な数字を条例で示すかどうか検討中です。あとは氏名変更や廃止、事業の承継についての届出規定です。これも必要であるので残しますが、特に規則に基づき発行している受理書についてはなくし、正副2部提出させるように規則で規定します。現行は、記載はありませんが2部提出させ、受理書と一緒に一部返却しています。

以上が資料6「特定工場等の許可制度に関する改正概要について」に関する説明でございます。今回、条例としては大きく変えませんが、今後の制度の在り方、方向性についても含めましてご意見等頂ければと思います。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

 特にございませんか。それではご意見ありませんようですので次に進んでよろしいでしょうか。

事務局 それでは資料7「その他の規定の見直しと改正後の条例の名称について」

ご説明させていただきます。

1、その他の規定の改正概要について、まず、公害監視員について、条例制定当時は大気汚染や河川の汚濁など、公害の状況の把握のために必要であったと考えますが、現在は休止中です。今回の改正の方針は、事業者や市民による自主的な公害の防止や、環境への負荷の低減に向けた取り組み、環境に関する情報の共有、事業者と地域との円滑なコミュニケーションの確保などを推進して行くことであり、公害監視員としては削除いたします。措置請求についてはそのまま残します。公表につきまして、これは行正処分には当たらないと思いますが、事前に改善させることが目的であるため、公表する前に意見聴取を行う規定を設けておいた方が良く考えています。立ち入り検査について、これは現状に合わせて、立ち入り検査の内容等について再点検をして、必要に応じ改正することを考えております。

以上が資料7の1.「その他の規定についての改正概要」に関する説明でございます。よろしくお願いいたします。

会長 次のページの改正後の条例の名称については説明されましたか。

事務局 まずここのご意見をいただいてからと思っております。

会長 そうですか。それではただ今の説明に対してご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員 公害監視員というのは、市民が、と書いてあるんですけども、市民の中から公害監視員を選ぶという事ですか。

事務局 昔の制度で、そういう形でした。やはり市の職員だけでは、なかなかすべて届かないところもありますので、市民様の力を借りてですね、こういう制度が以前はありまして、市から委嘱をさせていただいて、日当でそういった通報をいただいた方には、という形の制度をしていたんですけども、やはりいまの現状ですね、市民と共にとか、地域と一緒にという中で、この制度というのはどうなのかということで今回、見直しをさせていただけたらと思っております。

委員 現状に合うということは、まだそういうのを今でも置いているということですか。

事務局 今はもう休止ということで。

委員 3期やられましたね、6年間。

事務局 それは市民環境推進委員ですね。

委員 それと違うんですか

事務局 そうです。

委員 じゃあこっちの方は、むしろ長いんですか。

事務局 そうですね。昭和55年当時からですから。

委員 分かりました。

委員 もう何十年もやってないってことですか。

事務局 公害監視員としては、そういう名称を直接伝ってはないですけども、平成19年くらいまで、市民環境推進員という名前ですけども、その中で公害監視員も兼ねてやっていたというのはあります。

委員 いつから休止ですか。

事務局 過去の資料を見ると、平成19年くらいで止まっているのではないかと。年に1回報告を挙げていただいて、その状況把握ですね。こんなことがありましたとか事例としてこういうことがありましたという報告を挙げていただいてそれに対してという形です。

事務局 どちらかといいますと、悪い事業者を見つけてというよりかは、いいプラスの方向でまあ市民様につきましても口コミで伝えていっていただけるようなそんな形になればいいなと思うんですけども、それをなかなか制度化するのは難しいのかなと思ってございまして、それを各地域、各事業者さん単位で取り組んでいただけるような手法で置き換えたいとは考えています。

会長 他にご意見等ございますでしょうか。

委員 公表の規定ですけれども、違反している者があるときは、その者を公表することができる、とありますが、これは名前ですよね。事業者名とか。いわゆる制裁的公表というものについては、最近評判が悪くて、つまりこれは、非常に良心的な人には効くけど、悪質なところには、蛙の面に小便みたいな話であって、要するに効き目にむらがあるということと、それから例えば悪徳訪問業者の名前の公表とかだったら、それを公表することで、市民がそういう人にひっかからないようにという、市民に対する情報提供的な側面があるので、それは意味があるんじゃないかと。この公害関係法令に違反している者に対する公表も、なにか市民に対する情報提供的な意味合いがもう少し持てるんだったら意味があると思うけれども。反対ではないですけど、昔はあんまりこういう実効性の確保が乏しい中でこういうものを利用してきたというのはあるんでしょうけれども、社会的制裁みたいな話になるのでどうかなという議論は、行政法の学者の間では、最近あります。だから少なくとも条文で、こういう風に条文でやる分には根拠をもって、先ほどおっしゃったように意見を聴取するという、誤った事実を公表してそれによって損害が相手方に生じるといった場合もあるし、逆に市が損害賠償請求されるという場合もあるので、条文の扱いは結構難しい訳です。だからこの違反事実を確定して、相手方の言い分も全部聞いて、その上で、できれば名前だけというよりはその違反の状況とか、市民に対してある程度有益に、というかそこがもし危険で、健康被害の可能性があるとかがあれば、公表の意味があるかと思います。

委員 だから事業者の場合はあれですね。特に問題なのは、こういう問題が発生したときに公表するという以前に、ここに書かれているように意見を聴取した方がいいですね。その事業者がちゃんと緩和処置なり恒久処置なりをできるんだろうかという、そういう観点がまず大事だと思います。そしてそれを指導していただくと。その上でさっきおっしゃった市民に影響を与えるような健康被害だとか騒音被害だとかが全然直らないということであれば最悪公表するという表現にしてもらおうとか。それから法律のことはよく分かりませんが、委員がおっしゃったような難しい面もありますよね。

委員 ちなみに今までの実績はあるんですか。

事務局 ないです。

委員 この条文とその上に書いている67条ですが、67条は、2で工場等に公害の状況調査及び公害防止の指導を行い、その経過を当該市民に通知するものとする、実際効力としては、言うことを聞かない事業者は68条で公表するということですか。

事務局 そういうイメージです。

事務局 67条で言うことを聞かなかつたら68条に結び付けて公表しますよというパターンもありますけれども、67条がなくても68条については、別段できるのはできますよね。

委員 公害関係法令とか条例の規定違反に対しては、それぞれの公害関係法令が一定の改善命令とか罰則があるし、この条例自身の中にもその改善命令とかがあるわけでしょ。だからまずはそれで措置をとるのが原則で、公表をしても聞かないやつはもう。

委員 昨日テレビでありましたけれどもね。廃棄物を集めていて、土砂崩れが起こったら廃棄物業者の社長が知らんふりしてね、私とこの責任じゃないと、もう昔の話やと、そんな話をしていたり、そういう悪質な経営者はもつてのほかですから。

事務局 公表することによって市民が有益な情報だと分かるようなことであれば、現代でも有益かと思うんですけれども、我々もこの公表というタイトルがですね、この68条だけなんですけれども、本来は先ほど言いましたプラスの視点の公表も少しいれれたらなどは思っています、ですからこのマイナスの視点でですね、本当に重大な大気汚染ですか水質汚濁などをすることによって周辺住民が危機にさらされると、だから公表するんだというような意図でもないですし、その辺がちょっと。

委員 重大な危険ならすぐに指導しろと、そんな公表している場合じゃないと、直接的な対処をしなければならぬということですよ。

事務局 55年当時の手段としては、こういったものが事業者にとっては不利益

を被るだろうと、それで罰的に与えようということだと思わなければならない。

委員 制裁的公表。本当に制裁だけを目的とする公表というのは、あまり意味がないのではないかと思いますね。でも大企業には結構効くんですよ。大企業とか、あるいは消費者に対する製品を作っているような、評判を大事にする企業であれば効きますよね。

事務局 市民の購買意欲につながったり、いろいろしますし。

委員 別に今の条例にもある規定ですので、あってもいいとは思いますがけれども。

事務局 最近ブラック企業の公表というのを、厚労省が出したりそういうのを度々見たりしますけれども、そういった意味等もありましようけれども、結果的にこれを公表する。緊急事態であれば公表も意味はないですし、こういった状況が逆に周辺住民にいろんな混乱を与えるという、この会社がこういう適正な処理をしていないということを公表したときに、それがいろいろな影響を及ぼすということは十分に考えられますし。

委員 もしそれが濡れ衣だ、みたいな話になったときにトラブルの原因になりますよね。O-157事件という、堺市で起きた食中毒事件ですが、かわれ大根が原因だっていう、実際には菌が検出されなくて後で損害賠償請求が裁判で認められたという例がありますけれども、これは実際に、発動は難しいかもしれない。

事務局 実際のところ、委員にもおっしゃっていただきましたように1度もございませんので、逆に使用する機会もないのかなということで、プラスに転じられる逆な公表というのは何か、いいお知恵があればいただきたいのですが、他の会社さんがいい会社さんを追随できるような、前向きに発展できるような形での公表することがこれから先は新たな取り組みにもつながっていくのかなと思わなければならない。

委員 だから有益なというような言葉ですね、例えば。そういう言葉を入れていただいたら分かりやすいと思わなければならない。

委員 でも場所は変わりますよね。市民との統合による環境の、生活環境の保全みたいなタイトルをやって先ほどのパートナーシップ協定という協定とか、有益協力企業の公表とか、そういうのとセットにして、ここは違反に対する是正の措置ですからね、別箇になりますよね。

事務局 最近の傾向で行きますと、先ほどの67条に絡んでですね、67条の要望をされている方が68条に関する公表しろというような要望をされることは考えられないことはないと思いますので、もしかしたら私共も困る状況もあるかもしれません。非常に近隣とトラブルった場合、難しい流れになることも考えられますので。

委員 67条は、通知をすると。例えば状況の調査をして一応基準を満たしているから何もしないというような通知をしたとしたら、いやそれはおかしいという、もっと規制権限を発動せよという強い要望を申し出た人が持つ場合があつて、これは割と今問題になっていて、行政手続法でも、何らかの法違反があるとみた者は、何人でもその是正措置とか是正の指導を申し出ることができるという一般法ができて、そういう制度を申し出た者の法的地位はどうなるのかとか、一応総務省の見解は、それは単なる情報の提供者に過ぎないから、そこから先は別に権利として与えたわけではないということです。だから多分この67条も、措置請求した人は、一応情報を提供しただけで、その後の措置に不服があつても何らかの裁判はできないだろうということだとは思いますが。しかし実際には、丁寧に、どんな調査をしましたか、どういう物がありましたか、とか説明するようにした方がいいですよ。

会長 他にご意見等ございませんでしょうか。それでは続きをお願いします。

事務局 それでは、最後に改正後の条例の名称についてご説明させていただきます。これまでの検討内容等を踏まえ、改正後の条例の名称案についてお示しさせていただきました。八尾市という言葉は省略しています。生活環境という言葉を入れたいと考えています。「公害」という言葉を残すか消すか、ご意見を伺いたいと考えております。

 以上を踏まえ案として、「生活環境保全条例」、「八尾市民の生活環境をまもる条例」、「豊かな生活環境の保全に関する条例」、「公害の防止と生活環境の保全に関する条例」、「公害を防止し市民の快適な生活環境を確保する条例」。そして最後に公害防止条例のままという選択肢もございます。これ

以外にも他にいい名称があれば、いただきたいと考えています。

以上が、改正後の条例の名称の案です。いかがいたしましょう。

会長 ご意見をお願いします。

事務局 ちなみに大阪府は、大阪府環境基本条例があります。これは本市で言いますと八尾市民の環境を守る基本条例という位置づけがあって、その下に大阪府生活環境の保全等に関する条例があり、そういう関係があります。本市はその基本条例の下に公害防止条例がございましたので、この部分をどうしようかという事でございます。一方で、例えば尼崎市さんなんかは尼崎市の環境を守る条例という1本の条例の中に公害防止を組み込んでいる例もあるということですし、もっと細分化している市もあります。

委員 公害という言葉を残した方がいいんですか。条例の名称の中に。

事務局 残してほしいというこだわりはないです。

委員 だったら一番上がすっきりしているんじゃないでしょうか。

委員 そうですね。私個人的な意見を1つだけ、八尾市民の生活環境を守る条例は市民の立場からいうとね、いい条例ですけれども、一番シンプルなのは生活環境保全条例がいいんじゃないかと、私もそう考えます。

事務局 大阪府さんも平成6年にこの名称ですね、生活環境の保全等に関する条例というような名称を付けておられましてね、この頃くらいからですね、生活環境という言いまわしが出てきまして、我々もずっと公害防止で貫いてきたんですけど、これから先となりますとそういった形になるのかなと思うんですけども、ただ、この昭和55年から今のこの平成29年に改正するにあたって、更に一步何かこう、他市が付けておられないけれどもあまりにも外れすぎない何か、委員の皆様からご意見をいただけたら、こういうのがいいんじゃないかというのがもしあれば、本日でなくても結構ですので、いただけたら、我々も他の市と一緒にしたいというわけではなく、今回ご審議いただいている内容がですね、その名称に表れるような形、かつ平成29年度という、昭和55年からだいぶ経っていますので、これから向こう10年、20年、この名称を使っていけるようなことも含めまして、何かご意見をいただけたらと思いますので。本日でなくても結構

ですので。

委員 具体的なアイデアがあるわけではないですけど、保全っていうと今の状態をね、守るって感じですけどもね、何か創り出すといったような感じが。

事務局 創造性の部分ですかね。

委員 生活環境創造条例とかね。

事務局 創造という言葉が入っている条例もありますけどね。

委員 どこかの条例にね、生活環境を守り育てる条例というのがありましたね。育てるとというのが少し未来志向ですよ。そういうのもあります。

委員 八尾市の今ある環境を守る基本条例とどう違うのか、という風になったときに、守り育てる、だと似ちゃうんですね。「生活環境」って出てきたのは多分ですけど、環境基本条例の中に4つ柱があって、1つが生活環境だったんですよ。それで多分これはいい、ということで皆さんつけられたんじゃないかと思うんですけども確かに保全は守るだな、と。公害だったら守りなんですけどね。

事務局 我々別で路上喫煙の条例も持っていてまして、他都市さんが防止条例、路上喫煙防止条例みたいな形で禁止条例とかそんな形なんですけれども、八尾市は、路上喫煙マナー向上を市民とともに推進する条例みたいなそういう名称をつけているんですけども、こう、生活環境保全条例、みたいにかチッといくのか、そういったところをちょっとエッセンスとして入れるのかとか、もし次回以降ご意見を頂ければ。

委員 市としては別に統一してないですか。最近の流れはそういう文章的なものとか。

事務局 市の大きな方針としまして、名称統一というのはないと思うんですけども、やはりその地方分権の中での地域分権、やはり市民が主役というところがすごい前に出ているというのはありますので、やはり我々が規制規制というところよりは、みんなで見守っていこうという形でしていけたら

など思っているんですけれども。いろいろな協力のもとで見守っていくとかそんな形の、名称に当てはまるかどうかはあるんですけれども。

事務局 八尾市民の環境を守る基本条例、この基本条例が少し文章的で、2番目の生活環境を守る条例というのも、尼崎もそうなんですけれども、いいかなと思ったんですけれども、これを並列しますとどっちがどっちかわからないような状況になると思います。

事務局 尼崎は基本条例という名称の条例がないので。

事務局 1本であれば。また、何々に関する条例というのも一時の流行りとしてはあったんですけれども。なんでもかんでも「関する」を入れて。

委員 環境の美化に関する条例が、「関する」となっていますね。

事務局 時代時代だと思うんです。

委員 基本条例の下にある条例体系、以前に配っていただいた、あれをちょっと並べて考えたらどうでしょう。

委員 先ほど言われたみんなで、とか入ったらおもしろいかなと。

事務局 先ほど委員もおっしゃっていただきましたように、基本条例との関係と公害条例の見直しの中で、まだパーツパーツでご意見をいただきまして、これで一定全体の整理をいただいた中でですね、さあよいよ仕上げに入ってます中でやはり1つ1ついろんなことを整理していく中でどうしてもまだ基本条例との兼ね合いの中で何か問題がないとか、改めて最後の仕上げ段階でこちらの方から中身を精査してまいりますし、環境影響評価等、それぞれいろんな問題もありますし、外付けという話もしているんですけれども、環境を守る基本条例にもまだ影響評価の条文があるというような部分もありますので。

委員 環境影響評価はもうここから抜いて1本化するんですね。

事務局 でそういったそれぞれにあるものを抜くという、抜いて別で外出しして条例を作るということなんですけれども、そうしますと基本条例の改正にもつ

ながるのではないかという、まあ一部改正しないといけないなど、いろいろと技術的なことが出てくると思います。ちょっとそこらへんはしっかりと整理をしてですね、また最終段階で案をお示しさせていただいてご覧いただいて最終のチェックをいただきたいと思います。

委員 名称のことなんですけれども、これはすべて八尾市が頭につくんですか。

事務局 そうです。八尾市民の～以外は。

委員 皆さん生活環境保全条例というのを言われることがあるんですけども、私は反対に生活環境という言葉があると、いろんな産業活動がちょっと後ろに下がらないかなというそんな感じをイメージしたんですけども。いかがでしょうか。なんか市民生活の市民環境というのが結構前に出ちゃって、いろんな八尾市の中に入っているいろんな環境、市民の生活もありますし、いろんな産業活動であったりとか自然のこともあったりとか、いろんなことがあるんだけど、なんか生活環境というのちょっと狭くなるような感じがするんじゃないかなという風に思いました。

事務局 生活環境に保全がつくことで、要は市民の生活を守るというのが大きなコンセプトだとは思いますが。そこは多分リンクしてくるのかなと。しかし事業者側を規制するとなると、やはり公害を出すなということで防止とか禁止とかになりますのでそのあたり、三位一体ではないですけども一体をなしてですね、本来であればこう前に進んでいけるような新たな名称があればありがたいなと。今、委員がおっしゃっていただいたようなところもこう踏まえながら。

委員 簡単に八尾市環境保全条例だけでもいいかなと。反対にね、生活の部分抜いてしまう、抜いたところでぼんとだすと、いろいろなところが入っているよ、ということでも却っていいのかなと思いました。

事務局 生活という言葉がどうしても市民というか。

委員 というか、下の文言がそうですね。八尾市民の生活を、と出てきますので、そういう風に受け止めやすいようになにか、と思ったりします。

事務局 いろんな中に市民の生活があると。

委員 大きく出て、いろいろな説明は後から、こういうことなんで、とあってもいいんじゃないでしょうか。

事務局 我々市と市民と事業者、三者がありまして。

事務局 八尾の環境をみんなで守る条例。

委員 中身との整合性を、自然環境とか都市環境を、歴史的環境とか全然中に条文がない中で、題名を考える必要があると思います。

委員 環境基本法における生活環境の範囲についてということで環境基本法第2条第3項においては、公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること、というものとされていると。だからこれが生活環境の範囲なんだそうです。だから生活環境というのが意外に公害と関係があるらしいということらしいです。

事務局 今おっしゃっていただいておりますのは、本当に環境基本法の中の公害の定義とかですね、生活環境とイコールで、我々、調停制度というものもあるんですけども、その中で言うておりますところがほとんどその部分になってございます。ですからその部分についてずっとどうしていこうかというようなところを。ただ先ほどから議論させていただいておりますこういうパートナーシップの部分でありますとか、地球温暖化的観点でありますとか、そういった協定の見直しでありますとか、そういったところもちょっと入ってございますので、ちょっと枠を広げたような名称にできないかなというところなんです。

事務局 公害の防止と、環境への負荷の低減があつて、それらによって生活環境の保全、それを確保して、それが地球環境の保全にもつながっていく、という主旨で今回進めてきておりましたので、その主旨に沿った名称にできないかということです。生活環境という言葉も、カチッと決まっているわけではなくて、それぞれ自治体がちょっとかえたりとかするところもあり

ますので。ただ、おっしゃられました他の環境とかの問題もあって、自然環境とか都市環境は、ここには入っておりませんので、この条例には、生活環境という言葉は入れておきたいというのが、私の中にはあります。環境保全条例と書いている自治体は、景観であつたりとか、自然の保全、ため池の保全とかを書いているところもありまして。

委員 市民が協力し合ってなんか創り出すみたいなイメージの言葉を、なんかあつたらいいですけどね。なかなか。

委員 あんまり考えると長い文になりますね。

委員 説明的なもの、なかなか難しいですね。

事務局 ありがとうございます。

会長 今日はこれくらいでよろしいでしょうか。

委員 以前の、どんな条例があるかっていう資料を。

委員 全体の八尾市の環境関係の、基本条例の下にある条例等をずっとこう並べてみて。

事務局 そうですね、第一回の時にお配りした資料ですね。また改めてメールで送らせていただきます。

会長 皆様、長時間にわたり活発にご議論頂き有難うございました。

4 閉会

会長 それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。